

住宅用火災警報器の設置率等
と交換促進等について

第10回住宅用火災警報器設置対策会議

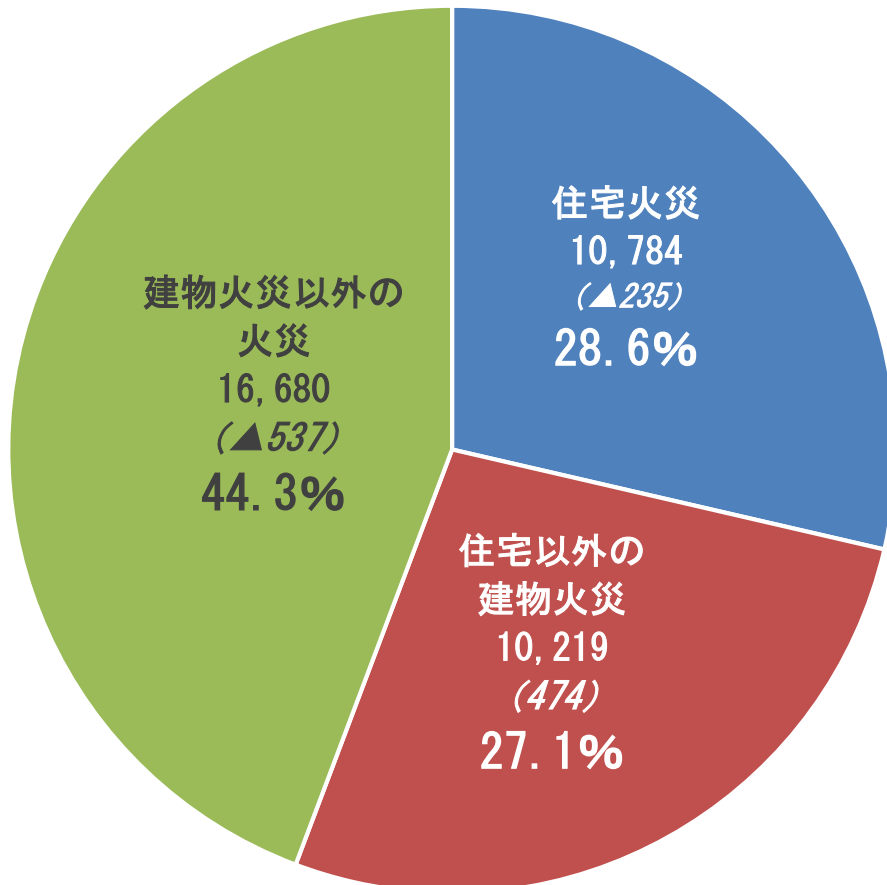
1. 住宅火災の現状について
2. 設置率等の状況について
3. 交換促進に向けた取組について

住宅火災による死者の発生状況（令和元年中）

- すべての火災件数のうち、住宅火災の件数は約3割
- すべての火災による死者のうち、住宅火災による死者は約6割

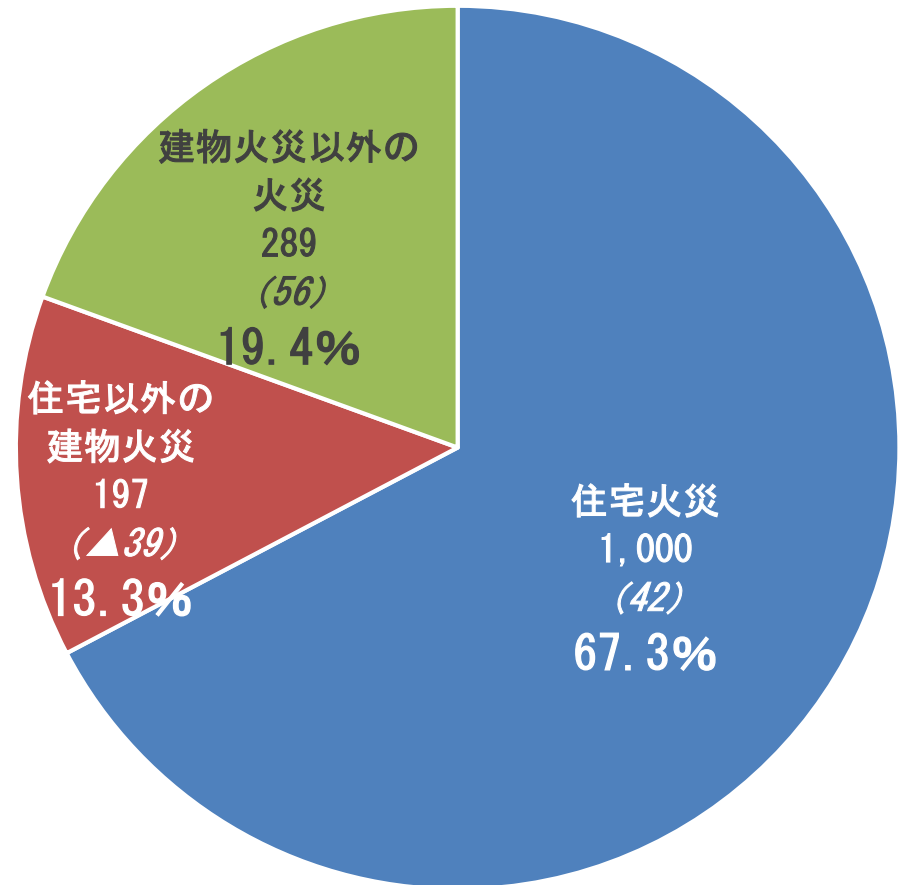
※令和元年（1～12月）における火災の状況から作成
（対前年比）

火災件数 37,683件
（建物火災 21,003件）



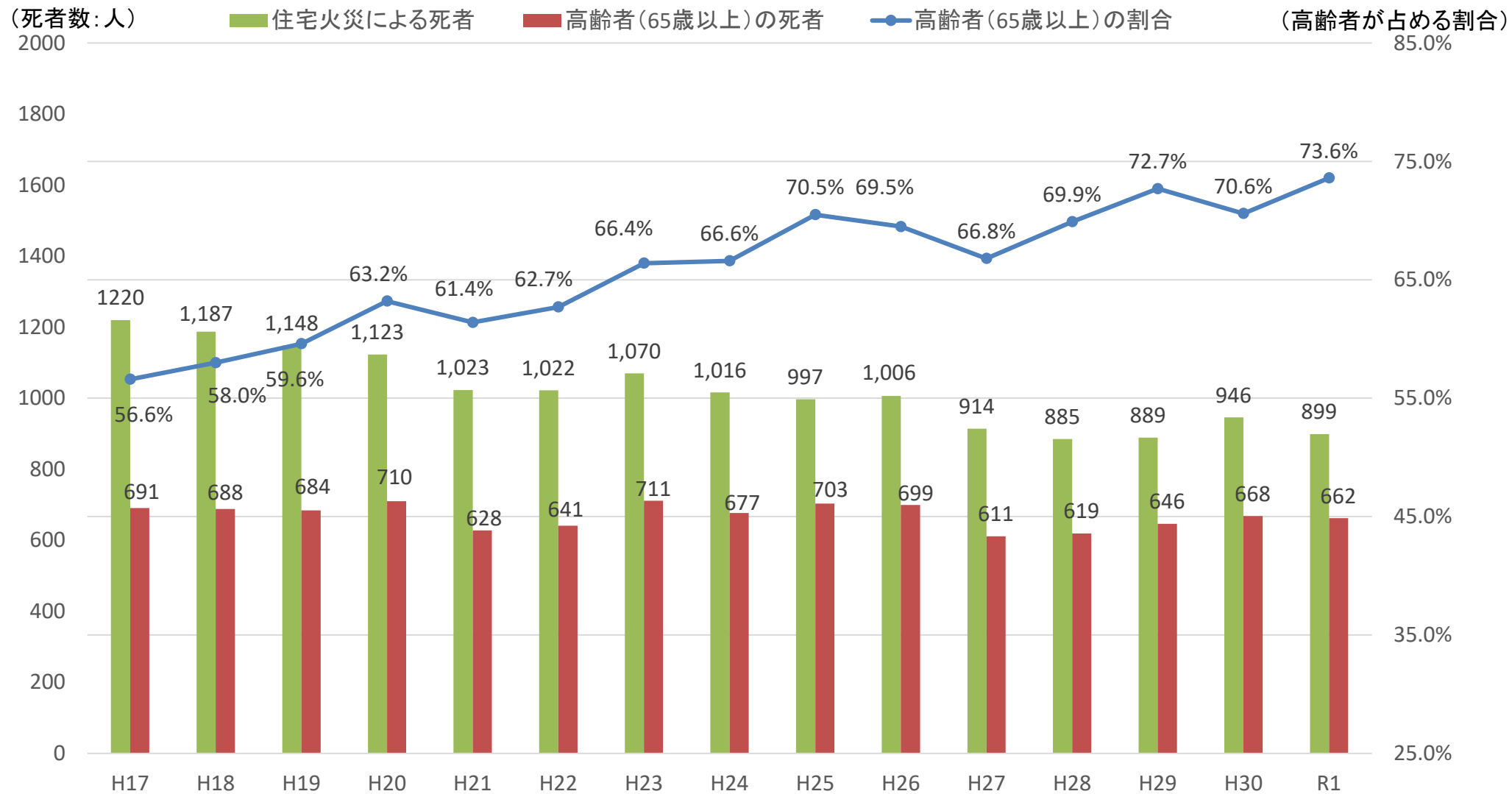
※ 放火を含むすべての火災

死者数 1,486人
（建物火災死者数 1,197人）



※ 放火自殺者等を含むすべての死者

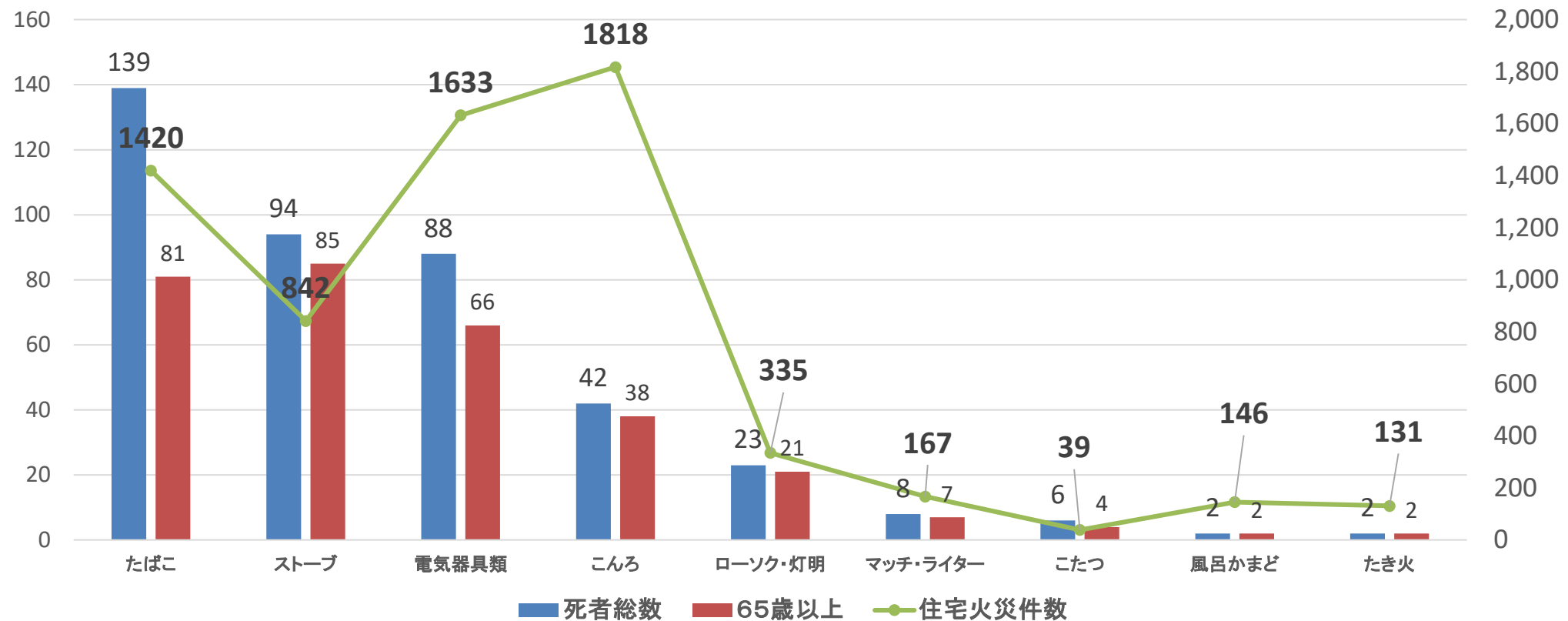
住宅火災による死者数の推移 (放火自殺者等を除く)



死者の約7割が65歳以上の高齢者 ⇒ 高齢化の進展を反映して増加傾向

住宅火災の出火原因別の件数・死者数(令和元年中)

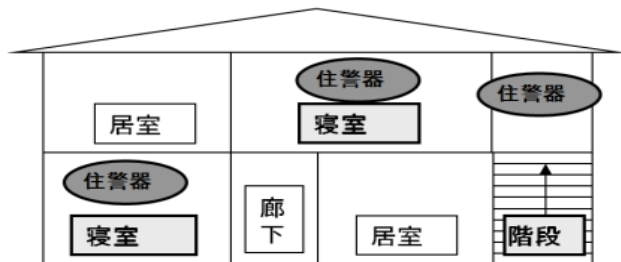
- 住宅火災のうち、出火件数の最多は**こんろ火災**。死者数が多いのは、**たばこ火災**、**ストーブ火災**、**電気器具類(コンセント、コード、電気機器等)火災**、**こんろ火災**
- たばこ・ストーブ火災は発生すると、被害が拡大しやすい傾向



- たばこ火災予防に関する啓発や、製品の安全利用の周知及び安全装置付きのストーブ、こんろ等への買換え促進が必要。
- 特にストーブ、こんろ及びローソク・灯明を出火原因とする火災による死者に占める高齢者の割合が高い。

住宅用火災警報器の設置義務化と効果

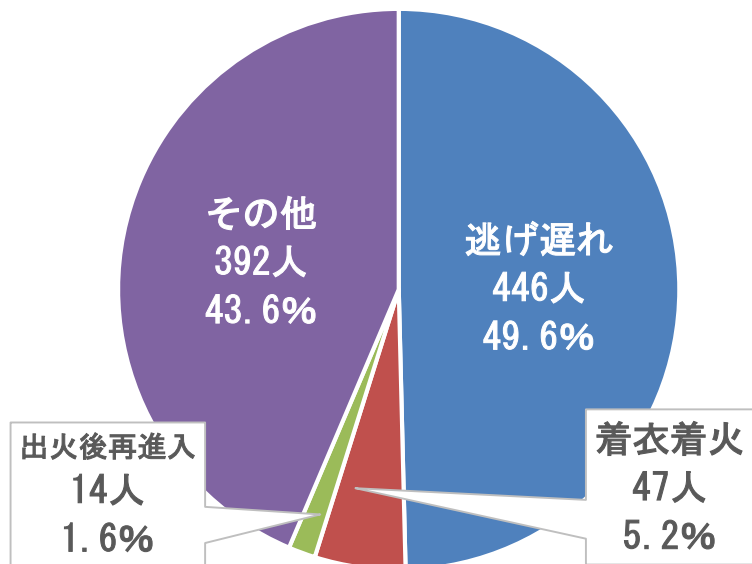
住宅火災による死者の多くが、就寝時間帯に逃げ遅れにより発生していたことから、早期に火災の発生に気づき、逃げ遅れによる死者を防ぐため、全ての住宅の寝室及び寝室に通ずる階段等に住宅用火災警報器の設置を義務化



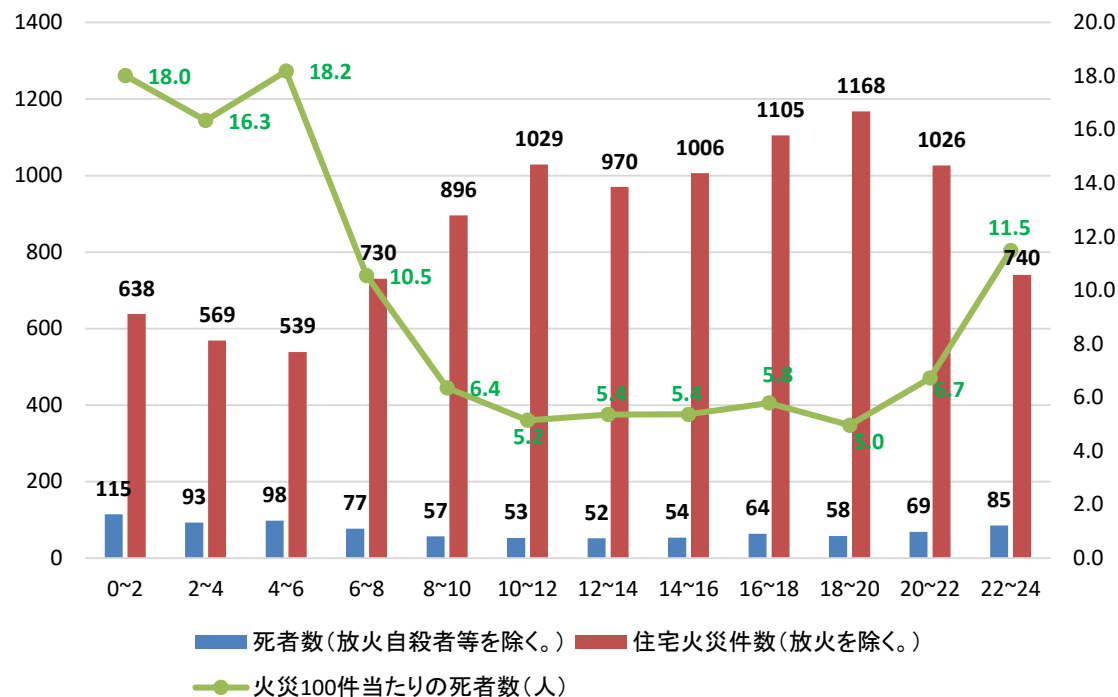
新築住宅 平成18年6月から

既存住宅 平成23年6月までの間で市町村条例で定める日から

住宅火災による死者発生原因
(令和元年中、放火自殺者等を除く)



時間帯別死者発生状況(令和元年中)



1. 住宅火災の現状について
- 2. 設置率等の状況について**
3. 交換促進に向けた取組について

全国

設置率82.6% 条例適合率68.3%

※令和元年6月1日時点では、設置率82.3%、条例適合率67.9%

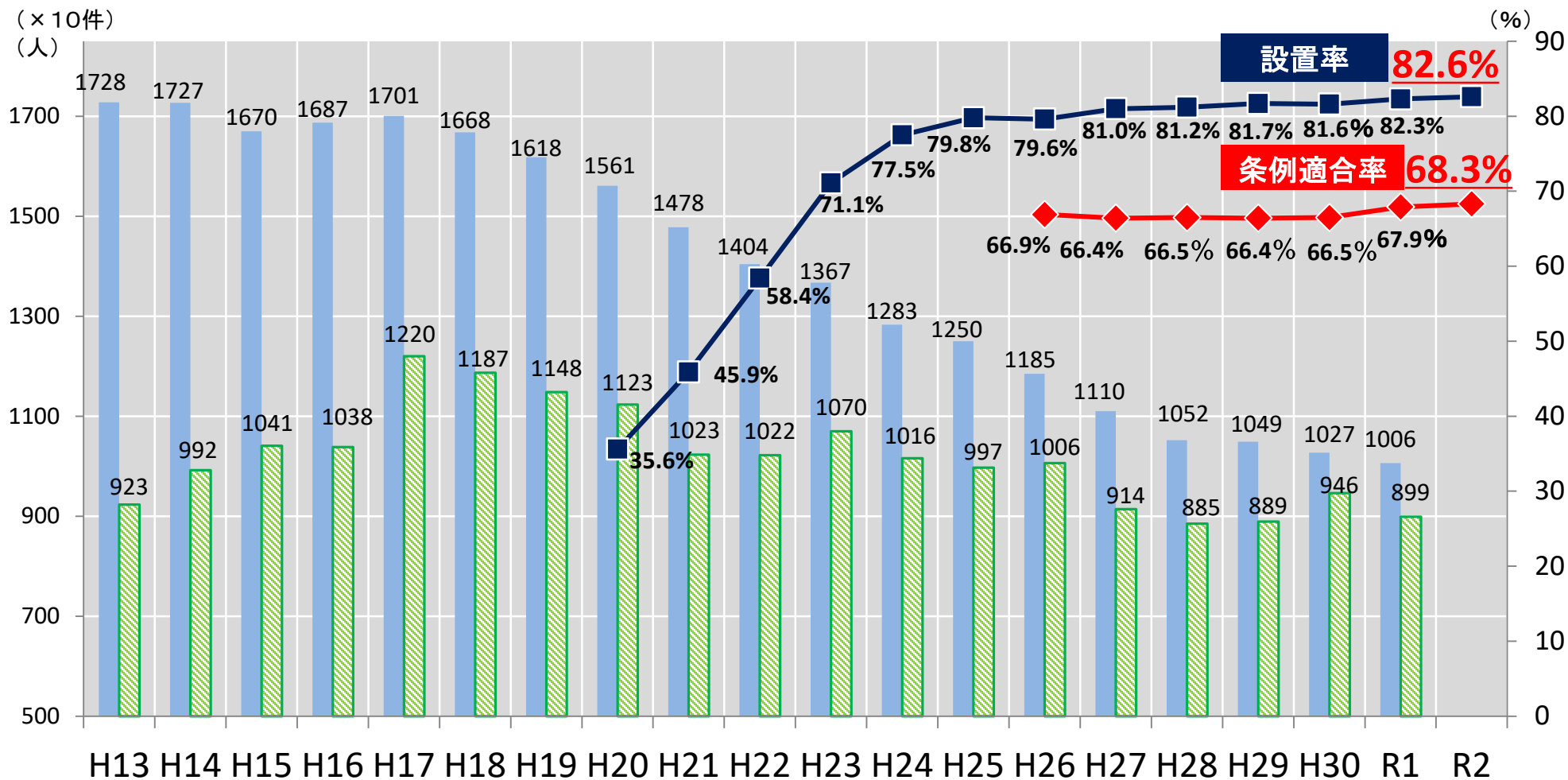
※「設置率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯(自動火災報知設備の設置により住宅用火災報知器の設置が免除されている世帯を含む。)の全世帯に占める割合である。

※「条例適合率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯(自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除されている世帯を含む。)の全世帯の占める割合である。

作動確認等の調査

住宅用火災警報器の維持管理に関する調査を実施した世帯の約29%で半年以内に作動確認が行われており、調査時を含め作動確認を行った世帯の約2%で住宅用火災警報器の電池切れや故障が確認された。(平成29年度から調査項目追加)

住宅用火災警報器の普及と住宅火災の状況



※住宅火災件数は、出火原因のうち「放火」を除く。

※住宅火災死者数は、放火自殺者等を除く。

※「設置率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯(自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除されている世帯を含む。)の全世帯に占める割合である。

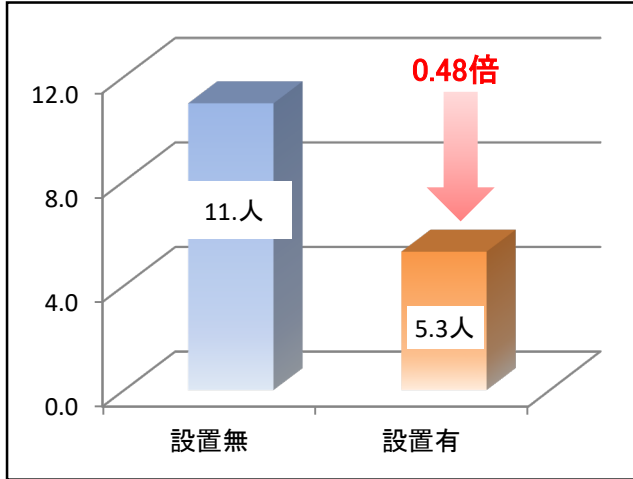
※「条例適合率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯(自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除されている世帯を含む。)の全世帯に占める割合である。

住宅用火災警報器の設置効果

平成29年から令和元年までの3年間に於ける失火を原因とした住宅火災について、火災報告を基に、住宅用火災警報器の設置効果を分析

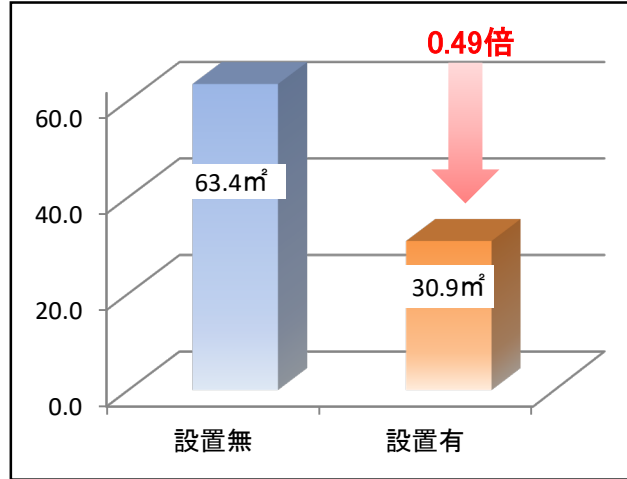
※住宅火災のうち原因経過が「放火」又は「放火の疑い」であるものを除く件数を、「失火を原因とした住宅火災」の件数としている。

(人/火災100件)



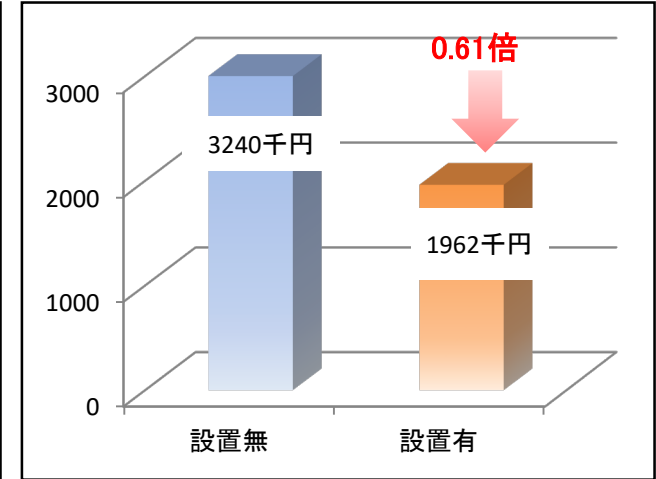
<住宅火災100件当たりの死者数>

(㎡/火災1件)



<焼損床面積>

(千円/火災1件)

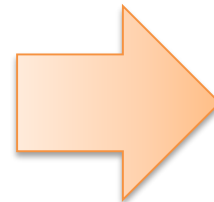


<損害額>

注1)「死者」とは、火災現場において火災に直接起因して死亡した者であり、火災により負傷した後48時間以内に死亡した者を含む。

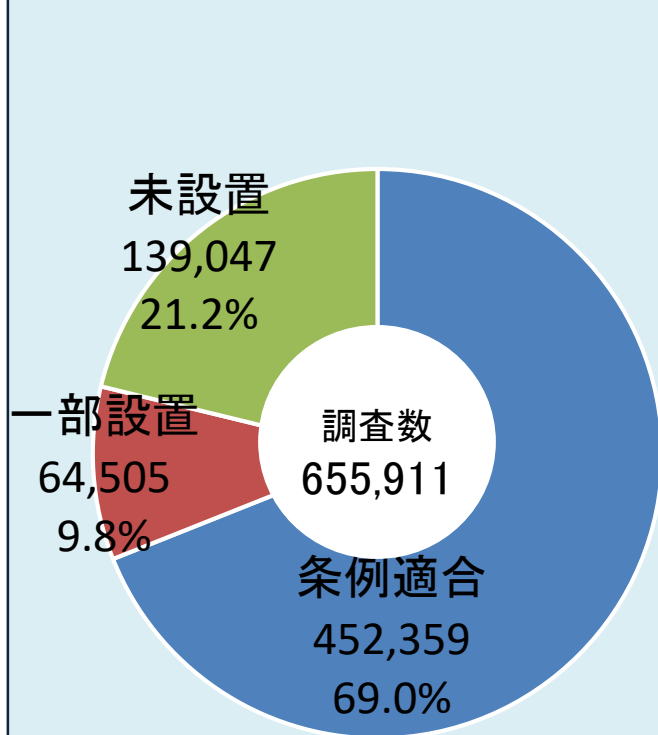
注2)死者の発生した経過が「殺人・自損」(放火自殺、放火自殺者の巻添者、放火殺人の犠牲者)であるものを除く。

死者数、焼損床面積及び損害額を見ると、住宅用火災警報器を設置している場合は、設置していない場合に比べ、死者数と焼損床面積は半減、損害額は約4割減

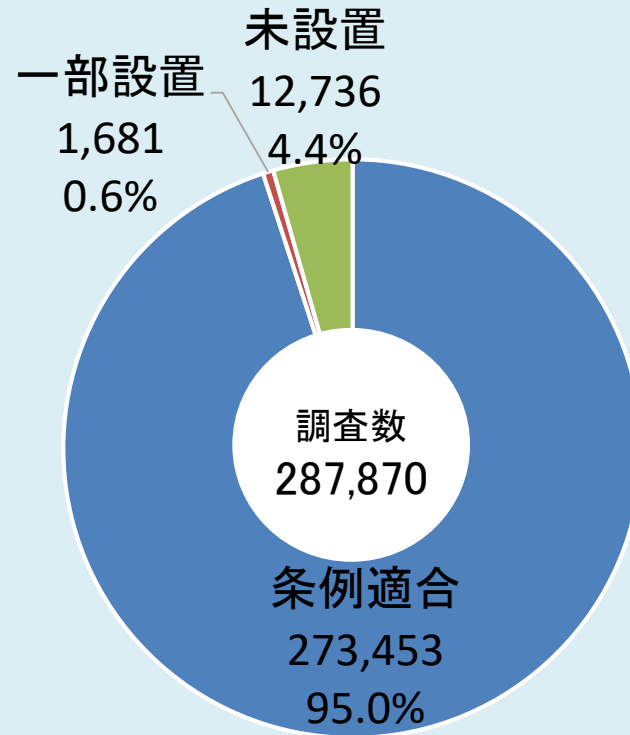


住宅用火災警報器を設置することで、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクが大幅に減少

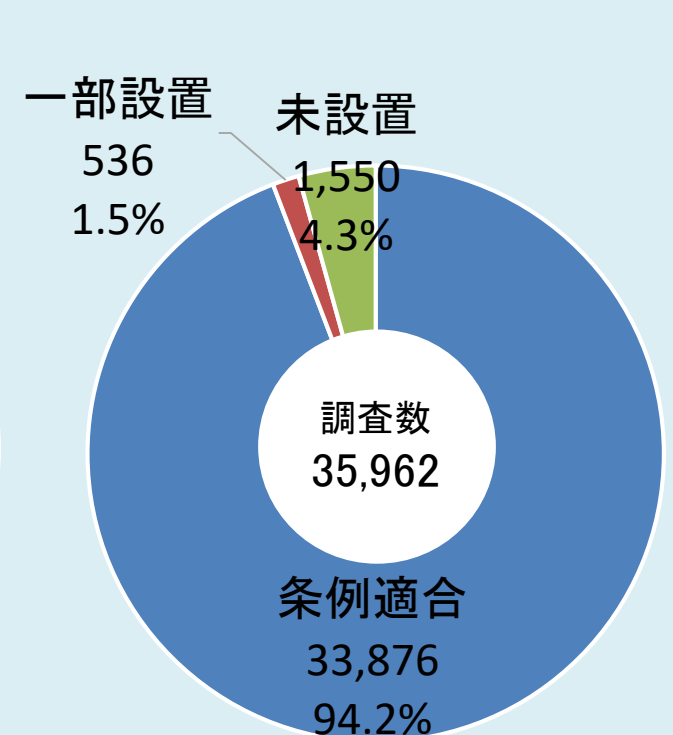
一戸建て住宅



共同住宅(賃貸)



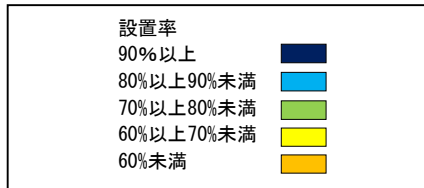
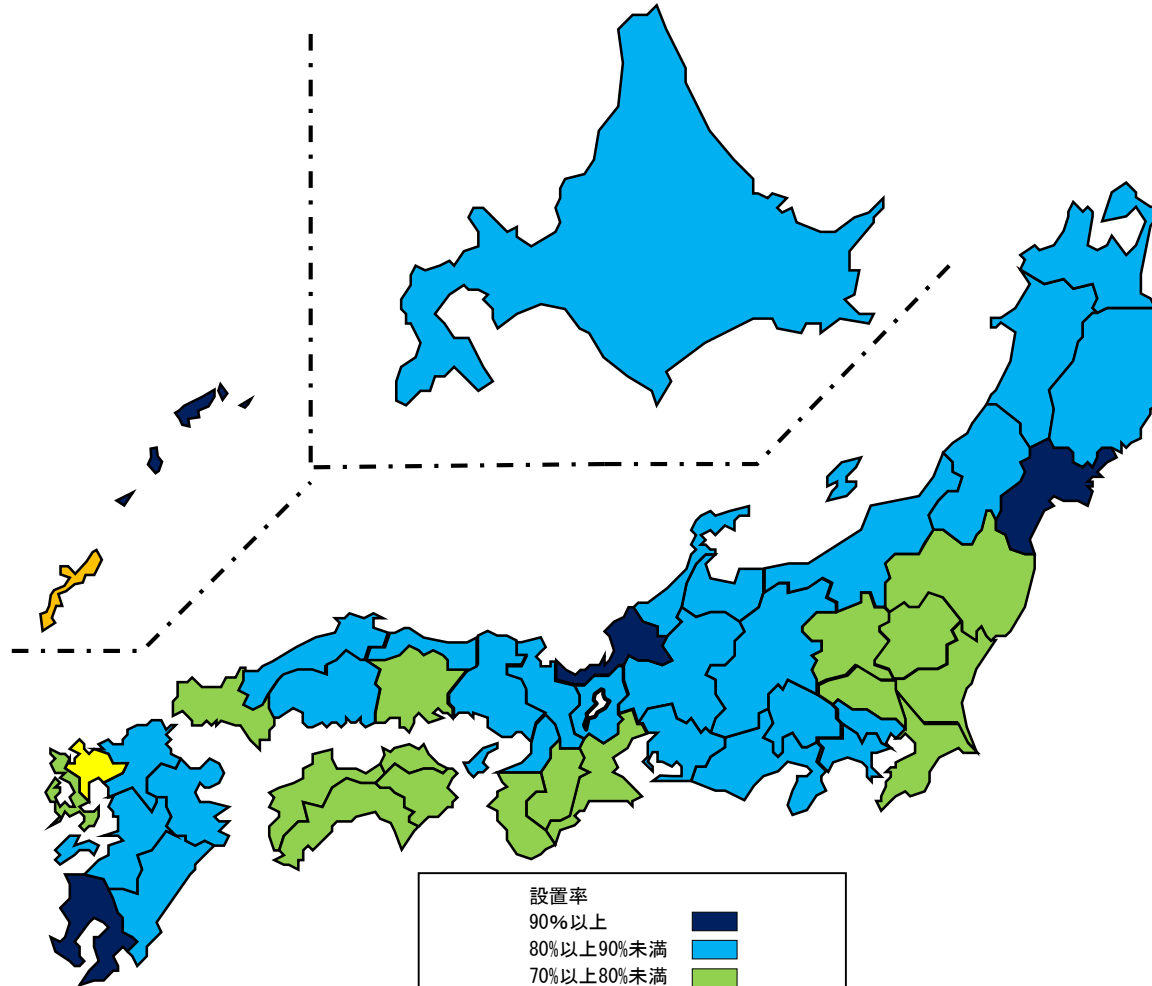
共同住宅(持ち家)



都道府県別 住宅用火災警報器 設置率(令和2年7月1日時点)

(標本調査のため、各数値は一定の誤差を含んでいます。)

都道府県	設置率	
全国	82.6%	
北海道	84.1%	(16)
青森	81.0%	(26)
岩手	85.1%	(13)
宮城	92.1%	(2)
秋田	82.5%	(20)
山形	82.4%	(21)
福島	79.3%	(32)
茨城	73.1%	(43)
栃木	78.4%	(35)
群馬	71.4%	(44)
埼玉	78.1%	(37)
千葉	75.9%	(40)
東京	89.9%	(4)
神奈川	84.3%	(15)
新潟	87.0%	(9)
富山	84.9%	(14)
石川	87.5%	(6)
福井	94.8%	(1)
山梨	81.1%	(25)
長野	80.7%	(28)
岐阜	81.3%	(23)
静岡	80.9%	(27)
愛知	81.2%	(24)



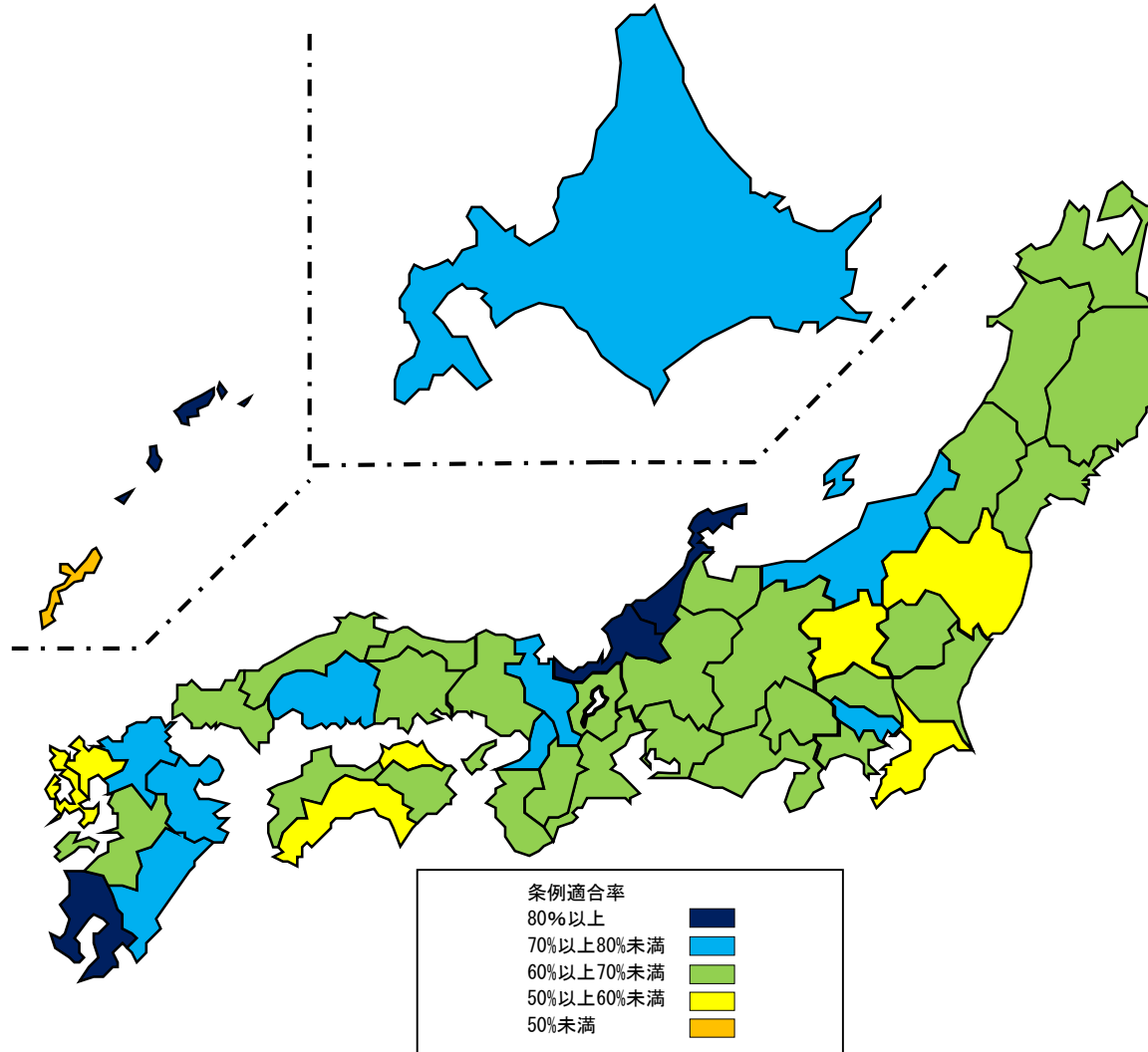
都道府県	設置率	
三重	76.3%	(39)
滋賀	82.4%	(21)
京都	87.9%	(5)
大阪	84.1%	(16)
兵庫	85.5%	(11)
奈良	74.9%	(42)
和歌山	78.9%	(33)
鳥取	85.4%	(12)
島根	87.4%	(7)
岡山	77.5%	(38)
広島	87.2%	(8)
山口	79.8%	(30)
徳島	79.7%	(31)
香川	75.6%	(41)
愛媛	78.8%	(34)
高知	70.8%	(45)
福岡	82.8%	(19)
佐賀	68.1%	(46)
長崎	78.2%	(36)
熊本	80.0%	(29)
大分	86.3%	(10)
宮崎	83.8%	(18)
鹿児島	91.1%	(3)
沖縄	57.5%	(47)

※「設置率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯(自動火災報知設備等の設置により住宅用火災警報器の設置が免除されている世帯を含む。)の全世帯に占める割合である。
 ※()内は、設置率が高い都道府県から順に番号を付している。

都道府県別 住宅用火災警報器 条例適合率(令和2年7月1日時点)

(標本調査のため、各数値は一定の誤差を含んでいます。)

都道府県	条例適合率	
全国	68.3%	
北海道	70.8%	(11)
青森	67.5%	(18)
岩手	64.8%	(26)
宮城	69.1%	(13)
秋田	63.6%	(31)
山形	63.3%	(33)
福島	58.2%	(41)
茨城	60.2%	(39)
栃木	67.3%	(19)
群馬	57.0%	(43)
埼玉	67.3%	(19)
千葉	52.5%	(45)
東京	77.7%	(5)
神奈川	68.7%	(14)
新潟	72.2%	(9)
富山	66.2%	(21)
石川	84.1%	(2)
福井	87.0%	(1)
山梨	68.2%	(16)
長野	64.8%	(26)
岐阜	64.4%	(28)
静岡	68.1%	(17)
愛知	62.3%	(35)

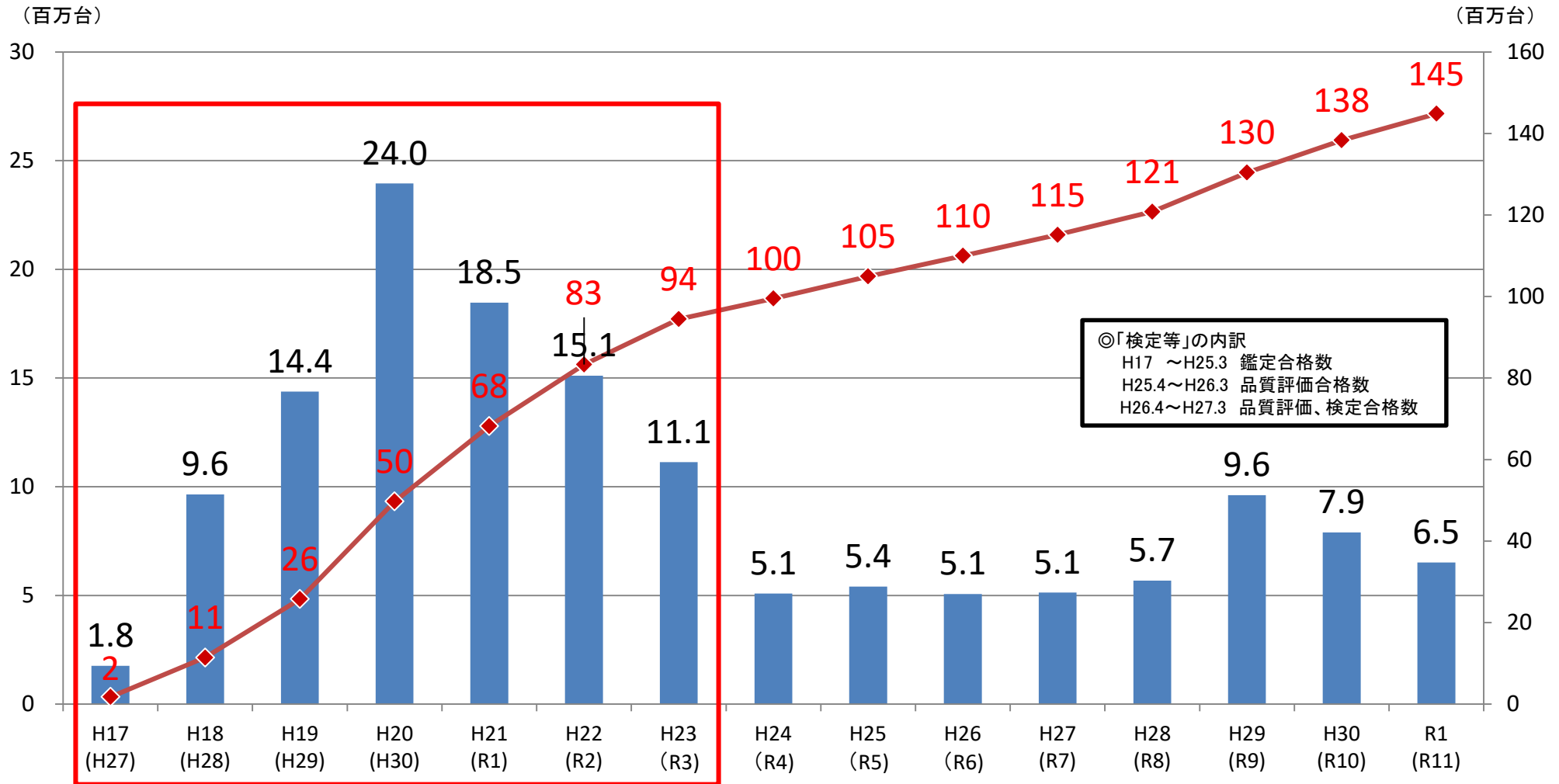


都道府県	条例適合率	
三重	61.8%	(38)
滋賀	63.6%	(31)
京都	75.1%	(7)
大阪	76.4%	(6)
兵庫	65.7%	(23)
奈良	62.3%	(35)
和歌山	62.3%	(35)
鳥取	63.8%	(30)
島根	65.8%	(22)
岡山	63.1%	(34)
広島	79.4%	(4)
山口	65.3%	(25)
徳島	65.7%	(23)
香川	59.2%	(40)
愛媛	68.5%	(15)
高知	52.1%	(46)
福岡	71.8%	(10)
佐賀	56.8%	(44)
長崎	57.9%	(42)
熊本	64.0%	(29)
大分	70.6%	(12)
宮崎	74.3%	(8)
鹿児島	81.8%	(3)
沖縄	43.6%	(47)

※「条例適合率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯(自動火災報知設備等の設置により住宅用火災警報器の設置が免除されている世帯を含む。)の全世帯に占める割合である。

※()内は、条例適合率が高い都道府県から順に番号を付している。

住宅用火災警報器の検定等の合格台数等



棒グラフ: 当該年度(上段和暦)の検定合格台数(百万台)

折線グラフ: 当該年度(下段和暦)までに検定合格後10年以上経過する台数(百万台)

◎ 既存住宅への設置が義務化されてから10年が経過する令和3年度には約9,000万台が検定等合格後10年を経過

「住宅用火災警報器設置対策基本方針」の策定及び改正の経緯

「住宅用火災警報器設置対策基本方針」の策定の経緯

住警器の設置を推進するため、平成20年に、国、地方及び関係業界(団体)等からなる「住宅用火災警報器設置推進会議」を設置し、同会議において「住宅用火災警報器設置推進基本方針」を策定。

平成23年には、全ての住宅で住警器の設置が義務付けられたことに伴い、同会議の名称を「住宅用火災警報器設置対策会議」に改めるとともに、地域社会における働きかけの強化、奏功事例等の積極的な周知、設置の定着のための維持管理の広報等を推進することを定めた「住宅用火災警報器設置対策基本方針」を決定。



設置義務化からまもなく10年が経過し、住警器の設置促進とともにその維持管理がより重要となること、住宅火災による死者の高齢化等の状況を踏まえ、平成27年9月に「設置対策会議」において基本方針の改正を決定

平成27年「住宅用火災警報器設置対策基本方針」の改正概要

(1) 住警器の維持管理に関する広報の強化

住警器の設置の定着を図ることに加え、火災時における住警器の適正な作動を確保する観点から、住警器の適切な維持管理(※)について広報の強化を図る。

※具体的には、

- 1) 定期的に作動確認を行うこと、
- 2) 自動試験機能や作動確認により機器の異常が判明した場合や、自動試験機能を有さない住警器の交換期限が近くなった場合は、できるだけ速やかに本体を交換すること、
- 3) 電池切れの際に、設置から10年以上が経過している場合は、本体を交換することが望ましいこと 等

(2) 高齢者世帯への設置の働きかけ

住宅火災により被害を受ける危険性が高い高齢者世帯への住警器の設置の働きかけにあたり、高齢者と日常的に接する機会の多い福祉関係団体等と連携するなど、更なる工夫を行う。

(3) 条例適合率の改善に向けた取組み

住警器が未設置の世帯のほか、火災予防条例に適合するように設置していない世帯も含め、条例に適合した設置を働きかける。(※H18.6以降の新築住宅では住警器の設置が建築確認の審査項目となっており、未設置住宅等の多くは既存住宅)

1. 住宅火災の現状について
2. 設置率等の状況について
3. **交換促進に向けた取組について**

住宅用火災警報器 交換診断シート

一般社団法人日本火災報知機工業会において、住民自身や住宅防火診断等に訪れた消防職員が実際に設置されている住警器をチェックすることにより、住警器の維持管理や交換を促進するための診断シートを作成

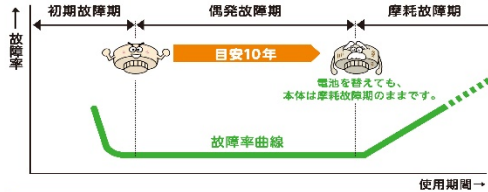
※リーフレットは今年度中に各消防本部に配布予定(電子データは工業会HPで公開中)

住宅用火災警報器 交換診断シート

この診断シートは長年設置してある住宅用火災警報器の交換が必要かチェックするものです。
設置から10年以上が経過した住宅用火災警報器は、交換診断をおすすめします。

古くなると、電子部品の劣化や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあるんだ。
とても危険だよ！ お宅は大丈夫？

お宅でも交換診断してね！



家電製品の標準的な使用期間は、一般的に7年から10年といわれています。住宅用火災警報器も同様です。電子部品の劣化や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあり、とても危険です。

ご自宅の住宅用火災警報器を点検・確認してみましょう。

1. 点検する

警報器のボタンを押す、またはひもを引いて音を確認する



・**正常な場合**
「ピーピーピー」、「ピーピーピー火事です」、「正常です」など
※警報音はメーカーや製品により異なります。

・**電池切れの場合**
「ピッ… ピッ…」

・**故障の場合**
「ピッピッピッ… ピッピッピッ…」
※電池のコネクターが、本体にしっかり差し込まれていないと音が鳴らない場合もあります。



ウェブでブザー音が確認できます。

とりかえル プザー音 検索

2. 確認する

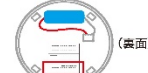
警報器の設置年月や製造年月を確認する

設置年月記入場所

製造年月記載場所



2006年1月設置



製造年月 2007.10

・記入場所はメーカーや製品によって異なります。
・設置後間もなく電池が切れた場合は、販売店またはメーカーにご相談ください。

お問い合わせ

裏面で住宅用火災警報器の交換診断をしてください。

一般社団法人 日本火災報知機工業会

3. 診断する

住宅用火災警報器 診断書の書き方(記入例) 下の記入例を参考に、ご自宅の警報器をすべてチェックしてください。

とりかえル 家の 診断者: とりかえル 診断日: 2019.10.1
住宅用火災警報器 診断書

診断科目	設置場所	警報器の“ボタンを押す”または“ひもを引く” どんな音が鳴りましたか?			警報器の“設置年月”や“製造年月”を確認する 10年経過していますか?		診断結果		
		正常音	電池切れの音	故障音 音が鳴らない	10年未満	10年以上	今は正常	交換を推奨	すぐに交換
主寝室 寝室(長男)	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	□	□	□	□	□	□	□	□	□
寝室(次男)	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	□	□	□	□	□	□	□	□	□
寝室(長女)	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	□	□	□	□	□	□	□	□	□

正常音が鳴動している、製造後10年未満の場合は、今は正常にチェック!

正常音が鳴動している、製造後10年以上の場合は、交換を推奨にチェック!

音が鳴らない場合は、製造後の経過年数に関係なくすぐに交換! にチェック!

電池切れ、故障音が鳴っている場合は、製造後の経過年数に関係なくすぐに交換! にチェック!

住宅用火災警報器 診断書

家の 診断者: 診断日:
住宅用火災警報器 診断書

診断科目	設置場所	警報器の“ボタンを押す”または“ひもを引く” どんな音が鳴りましたか?			警報器の“設置年月”や“製造年月”を確認する 10年経過していますか?		診断結果		
		正常音	電池切れの音	故障音 音が鳴らない	10年未満	10年以上	今は正常	交換を推奨	すぐに交換
寝室	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	□	□	□	□	□	□	□	□	□
居間	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	□	□	□	□	□	□	□	□	□
台所	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	□	□	□	□	□	□	□	□	□
階段	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	□	□	□	□	□	□	□	□	□
その他	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	□	□	□	□	□	□	□	□	□

診断結果に対するアドバイス

今は正常

今は正常です。しかし、故障率が時間の経過とともに増加してくるため定期的な作動確認を行い、10年を目安に警報器の交換をおすすめします。

交換を推奨

設置年数が10年を超えると故障率が時間の経過とともに急激に増加します。火災を感知できない(空白期間)をつくらぬためにも、早めの警報器交換をおすすめします。

すぐに交換!

電池を交換しても、その後機器自体が故障する場合があります。すぐに、新しい警報器に交換してください。古い警報器を廃棄する際は、市町村の廃棄ルールに従ってください!



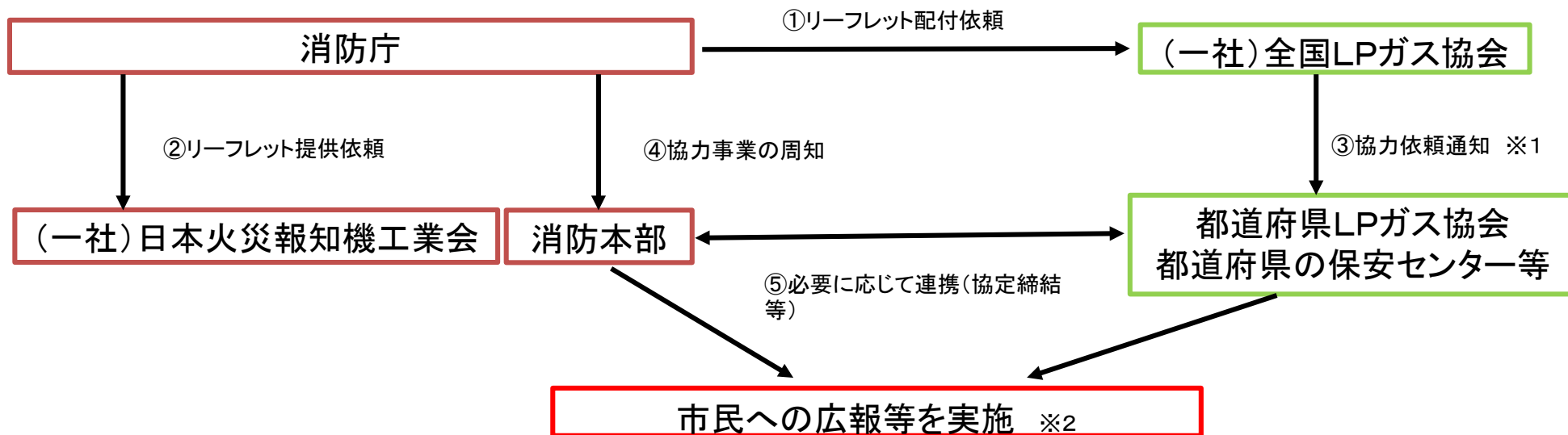
LPガス保安点検事業者等との協力事業について

概要

(一社)全国LPガス協会に対して、住宅用火災警報器の適切な維持管理や本体交換等の推進への協力について依頼

目的

- 住警器の適切な維持管理や交換等が必要となることから、LPガス保安点検事業者のリソースを活用し、住警器の維持管理や交換等について普及を図る。
- 住警器の維持管理や交換方法がわからない方へのサポートや高齢者など作業が不安な方にも安心を提供する。

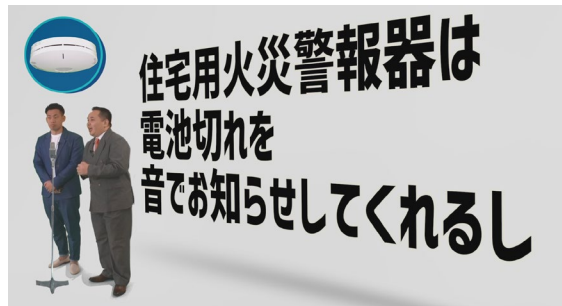


※1 都道府県の保安センター等が実施しているLPガス機器等の定期点検などの機会を通じ、管轄の消防機関と連携・協力した啓発活動が実施できるよう協力依頼を通知

※2 使用するリーフレットは、一般社団法人日本火災報知機工業会が作成した「住宅火災警報器 交換診断シート」を活用

地域における取組み事例(大阪府消防長会)

大阪府下消防長会では、住宅用火災警報器の維持管理について、大阪府内で統一した広報を実施するため、ポスター及び映像資料を作成し、大阪府内の消防本部において広報活動を実施しています。



大阪府下予防委員会スペシャルムービー

<https://www.youtube.com/watch?v=OiWpYzwwXkA> (30秒バージョン)

<https://www.youtube.com/watch?v=VFZxGzTu33E> (フルバージョン)

【広報用ポスター】

地域における取組み事例(岡山市消防局)

住警器の点検写真の活用

岡山県・岡山市消防局では、住宅用火災警報器を設置してから10年を目安に電池や電子機器の劣化の関係から取り替えが必要な旨を広く市民に呼びかけるために、住警器の点検をしている写真を募集し、集まった点検写真を活用し啓発用パンフレットを作成。

また、11月10日を「**イイテンケンの日**」と定め、住警器の定期的な点検を推進。



地域における取組み事例(倉敷市消防局)

住警器の設置促進

倉敷市消防局では、住警器の設置を促進するため、職員が作詞したラップを3つの公式SNS(Twitter・Facebook・Instagram)により情報配信しています。

第2弾においては、点検・交換を促進するため、現在作詞中です。

同SNSでは、その他の防災情報についても、日々配信しています。



倉敷市消防局
@kurashiki_fire

倉敷市消防局が抱える問題に立ち向かうべく

あの男が取ったまさかの行動とは! ? 🧑‍🚒

#倉敷市消防局
#住宅用火災警報器
#住警器マン
#ラップ
#日本語ラップ
#ヒップホップ
#hiphop
#ラッパー
#消防士ラップ



住宅用火災警報器の取替・点検推進キャラクターの作成

新潟県・上越地域消防局では、「“連動”型の住宅用火災警報器を“マメ”に行ってほしい」と住宅用火災警報器取替・点検推進キャラクター「レンドウ豆」を考案し広報活動を展開している。

市内の家電量販店の販売コーナーなどの掲示物として協力依頼や、イラスト入りのうちわなどを高齢者宅等へ配布するほか、消防イベントなどでの幅広い使用を今後予定している。



かんち

「ボクがいれば大丈夫!!」

「大切な人の大事を未然に『かんち』できる子になりますように」
そんな名前はジージとバーバがつけてくれました。
うちでも、学校でも、寝てる時さんヒーロー気取りのやんちゃ坊主ですが、
実は、どこにいても家族を思っている、とってもやさしい子なんです!



まもり

「火事も、かんちのイタズラも
ゼツタイ許さないんだから!」

お母さん譲りのキレイな歌声で幸運を呼ぶ、家族の「おまもり」のような女の子。
やんちゃ坊主の弟かんちには困りもので、お自付け役として毎日大忙しです。

「逃げ遅れ ゼロへ!」

住宅用火災警報器はマメに点検 & 10年目安に交換を

住宅火災の人的被害の主要因は「逃げ遅れ」。
何より大事なのは、火災に早く気付くこと。
そこで住宅用火災警報器が役立ちます。
お宅の警報器は、マメに点検していますか?
やり方は簡単(ホタンを押す、ヒモを引っ張る等)。
そして警報器は10年を目安にとりかえましょう。
その際は「連動型」が断然オススメ。
家中すべての警報器が連動して鳴るから、
「逃げ遅れ」減少に絶大な効果を発揮します!



連動型住警器



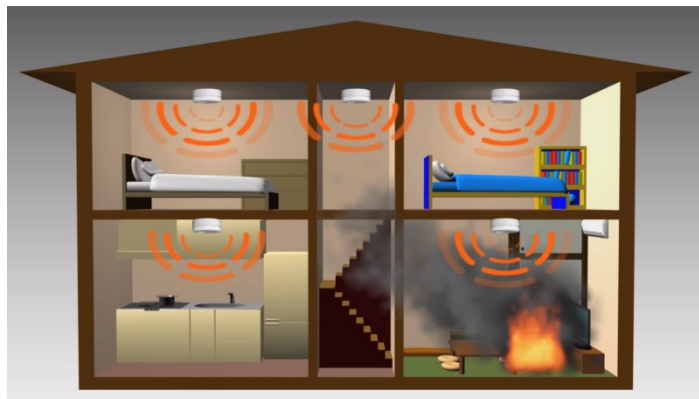
オススメは連動型
マメに点検
「レンドウ豆」

私たちは 上越地域消防事務組合 です。
TEL 025-525-1197 FAX 025-525-1191

ティッシュ内紙

【参考①】連動型住宅用火災警報器の特徴

警報音が減衰せず、火災を早期覚知できる



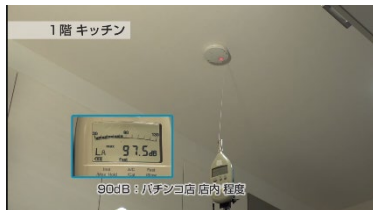
○火災を感知すると他の居室に設置された警報器も連動して警報を発するため、音が減衰せず、火災の早期発見・早期対応に効果的

➡ 無人の部屋で出火した場合でも、他の部屋で警報音を発するため、火災の早期覚知に効果的。

➡ 設置された部屋すべてで警報音が鳴るため、隣家の住民や道路上の通行人等が火災に気付く機会が増え、火災の早期通報に繋がる。

単独型の警報音は他の部屋では減衰する

■単独型の場合、一階で鳴った警報音は、2階では減衰してしまい、テレビなどを見ていると気付かない場合がある。



1階:約90dB

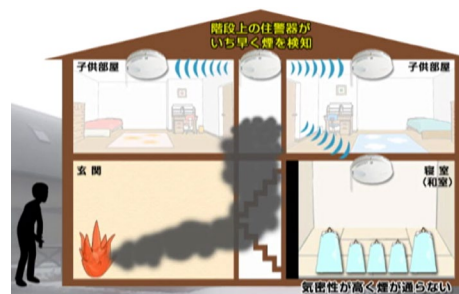


2階:約30dB

(警報音を発している住警器の直近での音の大きさ) (ドアを閉めた二階での音の大きさ)

奏功事例

2010年 札幌市内で起きた事例



- ・1階の寝室で家族全員で就寝中、玄関に放火され、出火
- ・寝室の密閉性が高く、煙は流入せず。階段上の住警器が煙を検知し、寝室を含む家中の警報器が連動して警報音を発した。
- ・早期に火災を覚知して避難できたため、家族全員が無事であった。

(事例提供: パナソニック(株))

インターホンに屋外警報装置の機能を付加した製品(ガイドライン適合)が既に発売されている。

● 警報音+音声メッセージ+LEDライト点滅



【参考③】地域における火災情報共有の取組

糸魚川市消防本部によるモデル事業について

糸魚川市消防本部では、連動型住宅用火災警報器を活用したモデル事業を実施
木造住宅密集地区において75歳以上の高齢者世帯、避難行動支援者が在宅している住宅の内外に
連動型住宅用火災警報器を設置し、異常発生を屋外に知らせ近隣の方が火災への対応を早期に行
えるようにするもの。

【木造住宅密集地区防災力強化モデル事業のイメージ】

